

**日本養護教諭養成大学協議会
事業活動報告書
(2024年度)**

2025年9月

目次

はじめに	1
I 日本養護教諭養成大学協議会 2024 年度総会	
1 2024 年度総会（2024.9.6）のプログラム	3
2 総会議事録	4
II 2024 年度事業報告（2024.4 から 2025.3）	
1 役員会等議事録	6
2 基本調査報告	8
3 ホームページ報告	10
4 ニュースレター報告	11
5 講演報告	12
6 ワークショップ報告	13
III 検討委員会等の報告	
1 教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会	17
2 ファカルティ・ディベロップメント（FD）検討委員会	34
3 広報・渉外委員会	37
IV 日本養護教諭関係団体連絡会活動報告	38
V 規約	
1 会則	39
2 役員会規定	42
3 理事選出に関する規程	43
VI 加盟大学一覧	45
VII 役員一覧	

はじめに

日本養護教諭養成大学協議会 会長 遠藤伸子

会員校の皆様には第7期1年目となります2024年度の活動報告書をお届けさせて戴きます。2024年度の活動は、常置の委員会であります教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会、広報・渉外委員会に加え、協議会20周年事業を担当する20周年記念事業委員会を期限付きで設置し活動して参りました。

教育課程・養成制度委員会では、2023年に実施した「養護教諭養成課程コアカリキュラム（養大協版）2020」の活用状況調査を基に、7期の新委員会メンバーを軸に11回の会議を重ね改訂版の草案を作成しました。2025年の分科会にて初のお披露目をし、会員校の先生方との意見交換や協議で、完成にむけてブラッシュアップしていくことになります。

次にFD委員会ですが、大学における障害のある学生への合理的配慮の提供が2024年4月1日から、すべての大学で法的義務となったことを契機に、会員校の先生方から、様々な困りごとや課題解決についての疑問が寄せられるようになったため、講演とワークショップを行いました。講演は、総会同日に川島聡放送大学教授をお迎えし、「障害のある学生への合理的配慮～紛争の防止と解決、人権モデルと社会モデルを理解する」をオンライン配信で行いました。なお、講演後のアンケートから、同テーマについて対面協議をしたいという要望が寄せられたことから、急遽2025年2月に対面でワークショップを開催致しました。また、ワークショップに先立ち、高橋知音信州大学教授より「発達障害特性の学生に対する合理的配慮と教育的な対応～修学支援と卒業後に向けた支援を考える～」をテーマにご講演頂き、当日参加が叶わなかった会員校の皆様にはオンデマンド配信を行いました。講演・ワークショップとも多くのご好評を戴きました。

次に、広報・渉外委員会ですが、新しくなったホームページ上において、対面で参加できなかった会員校の皆様にはオンデマンドを配信したり、ニューズレターの企画・編集において、教職大学院リレー連載や、新たな加盟校紹介など、普段交流できない会員校を繋ぐための工夫をするなど、積極的な活動を展開しました。

最後に、期限付きで設置した20周年記念事業委員会は、2025年総会に向けて、記念行事を行うため、かつて協議会を牽引し、支えてくださった先生方からのメッセージなどを集め、協議会の歩みなどの編集も行っています。2025年の記念行事の際、皆様にご覧いただきたいと思っております。

委員会活動以外では、会員校の皆様からの要望に応じて、2024年総会において、会員校の加盟条件につき協議頂き、会則を改訂しております。

さて、2024年度の活動概要を振り返りましたが、20周年を迎える2025年には、総会や分科会、情報交換会などの折に、今後の本会の在り方などについてもご意見をいただきたいと思います。と申しますのも2024年度末の2月に中教審答申「我が国の『知の総和』向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～」が発表され、人口減少に伴い、大学規模の「適正化」や教育機関としての「質の向上」に真剣に取り組む必要を再確認したところであります。これは、養護教諭養成においても提示された課題です。

本会発足当時には、多様な学問領域を背景に持つ養成機関の集合体である本会の難しさ

が強調されたこともありましたが、多様性が支持、個別最適化が強調される現在ではそれが強みの1つとなっていると考えています。

20周年を迎える本協議会は、唯一、全ての養護教諭養成に携わる機関に従事する教育・研究者の団体です。「知の総和」をどう定義するか、また、次世代に求められる養護教諭の役割や機能・必要な能力・それを育成するための方途について、ご一緒に戦略を立てていただきたいと願っています。今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

I 日本養護教諭養成大学協議会 2024 年度総会

I-1 2024 年度総会のプログラム

日時：2024 年 9 月 6 日（金）12：30～16：40

会場：オンラインでの開催

開 会	12：30
1. 総 会	12：40～13：40
休 憩	13：40～13：50
2. 講演①	13：50～15：05
放送大学 教授 川島 聡 氏	
「障害のある学生への合理的配慮～紛争の防止と解決、人権モデル と社会モデルを理解する」	
	オンライン配信
休 憩	15：05～15：15
3. 講演②	15：15～16：30
文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課 健康教育調査官 川畑 千種 氏	
「養護教諭の資質向上と学校保健の推進について」	
	オンライン配信
閉 会	16：30～16：35

I-2 総会議事録

2024年度の総会は、9月6日（金）にオンラインにて開催した。議決権を有する会員校135校のうち90校（委任状30大学）にご参加いただき、会則9条3「総会は、会員大学の過半数の出席および委任状により成立する」により成立したことが確認された。

遠藤伸子会長より、開会の宣言がなされ、多くの会員の方々にご参加いただけたことに感謝が述べられた。総会議長として、大川尚子先生（京都女子大学）、岩崎和子先生（北海道教育大学）が選出され、以下の議題が審議並びに報告された。投票はzoom機能を用いて行い、委任状を含め、過半数を超えた場合に承認とした。

1. 議事

1) 2023年度事業報告 総会資料1に基づき、以下の内容が報告された。

（1）総会の開催 日時：2023年9月8日 オンライン開催 （2）講演 （3）養成教育セミナーの開催 （4）常設委員会の活動 （5）日本養護教諭養成大学協議会事業活動報告書（2022年度）の発行（2023年9月） （6）機関紙（Newsletter）50・51号の発行（2023年7月、2024年3月） （7）役員会の開催（第1回～第6回 Web開催、第5回対面開催） （8）基本調査実施・報告 （9）日本養護教諭関係団体連絡会の活動 （10）入退会等について（入会0、退会2）

2) 2023年度決算報告 総会資料2に基づき、報告され、承認された。

3) 2023年度監査報告 総会資料3に基づき、西岡監査委員、毛利監査委員より報告され、承認された。

4) 2024年度事業（中間）報告 総会資料4に基づき、報告され、承認された。

（1）総会の開催 日時：2024年9月6日（金） オンライン

（2）講演の開催 日時：2024年9月6日（金） オンライン

講演1

放送大学教授 川島聡氏

テーマ「障害のある学生への合理的配慮～紛争の防止と解決、人権モデルと社会モデルを理解する」

講演2

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課健康教育調査官 川畑千種氏

テーマ「養護教諭の資質向上と学校保健の推進について」

（3）常設委員会の活動

（4）日本養護教諭養成大学協議会事業活動報告書（2023年度）の発行（2024年9月）

（5）機関紙（Newsletter）52号発行（2024年8月）

（7）役員会の開催（第1回～第5回） Web会議

（8）基本調査実施・報告

（9）日本養護教諭関係団体連絡会の活動

（10）20周年記念大会にかかる活動

（11）入退会について：入会1、退会0（2024年8月末現在）

5) 2024年度修正予算（案）総会資料5に基づき、提案され、承認された。

- 6) 一大学の複数加盟ならびにそれに伴う日本養護教諭養成大学協議会規約の一部改正（案）について 総会資料 6 に基づき、提案され、承認された。
- 7) 2025 年度事業計画（案）（2025 年 4 月～2026 年 3 月）総会資料 7 に基づき、提案され、承認された。
- (1) 総会の開催 日時：2025 年 9 月(対面) 品川区立総合区民会館[きゅりあん]
 - (2) 20 周年記念大会 日時：2025 年 9 月(対面) 品川区立総合区民会館[きゅりあん]
 - (3) 会員情報交換会 日時：2025 年 9 月(対面) 品川区立総合区民会館[きゅりあん]
 - (4) 養成教育セミナーの開催
 - (5) 常設委員会の活動
 - 教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会
 - ファカルティ・ディベロップメント（FD）検討委員会 広報・渉外委員会
 - (6) 日本養護教諭養成大学協議会事業活動報告書（2024 年度）の PDF での発行（2025 年 9 月）
 - (7) 機関紙（Newsletter）54・55 号の発行（2025 年 7 月、2025 年 12 月予定）
 - (8) 役員会の開催（年間 6 回程度の開催）
 - (9) 基本調査実施・報告
 - (10) 日本養護教諭関係団体連絡会の活動
 - (11) 20 周年記念大会にかかる活動
 - (12) その他 本会の目的に合致する活動
- 8) 2025 年度予算（案） 総会資料 8 に基づき、提案され、承認された。

Ⅱ 2024 年度事業報告（2024.4 から 2025.3 まで）

Ⅱ-1 役員会等議事録

1) 第1回役員会議

日 時：2024 年 2 月 12 日（月・祝）14:30～15:30 オンライン開催

出席者：荒川雅子、池添志乃、今野洋子、遠藤伸子、鎌塚優子、亀崎路子、齋藤千景、鈴木裕子、西岡かおり、三森寧子

議 事：①役割分担・引継ぎ
②総会について
③各委員会活動について

2) 第2回役員会議

日 時：2023 年 5 月 18 日（土）15:00～17:00 オンライン開催

出席者：池添志乃、今野洋子、遠藤伸子、鎌塚優子、亀崎路子、齋藤千景、鈴木裕子、三森寧子

議 事：①役割分担
②総会、講演について、
③ニューズレターおよび活動報告について

3) 第3回役員会議

日 時：2024 年 6 月 3 日（月） メール審議

議 事：新規加盟校の承認

4) 第4回役員会議

日 時：2024 年 7 月 26 日（金）13:45～14:30 オンライン開催

出席者：池添志乃、今野洋子、遠藤伸子、鎌塚優子、齋藤千景、鈴木裕子、西岡かおり、三森寧子

議 事：①総会・講演について
②総会資料について
③一大学の複数加盟について

5) 第5回役員会議

日 時：2024 年 8 月 27 日（火）16:00～17:00 オンライン開催

出席者：池添志乃、今野洋子、遠藤伸子、鎌塚優子、亀崎路子、齋藤千景、鈴木裕子、西岡かおり、三森寧子

議 事：総会、講演について

6) 第6回役員会議

日 時：2024 年 9 月 6 日（金）17:00～18:00

場 所：Basis Point 新橋日比谷店

出席者：池添志乃、遠藤伸子、鎌塚優子、亀崎路子、齋藤千景、三森寧子

議 事：①2024 年度教育セミナーについて
②20 周年記念行事について

7) 第7回役員会議

日 時：2025年1月13日(日)9:30～12:00 オンライン開催

出席者：荒川雅子、池添志乃、今野洋子、遠藤伸子、鎌塚優子、亀崎路子、
齋藤千景、鈴木裕子、西岡かおり、三森寧子

議 事：①総会・講演の振り返り
②20周年記念行事について

8) 第8回役員会議

日 時：2025年3月3日(月)11:00～12:00

場 所：品川ステーションビル5階A号

出席者：荒川雅子、池添志乃、遠藤伸子、鎌塚優子、齋藤千景、鈴木裕子、
西岡かおり、三森寧子

議 事：①20周年記念行事について
②ニューズレターについて

Ⅱ-2 2024 年度基本調査

2024 年度基本調査は、7 月下旬現在、加盟大学総数 134 大学中 134 大学から回答を得た（回答率 100％）。基本調査の内容は、課程認定を受けている大学院・学部・短期大学・特別別科・専攻科等の機関名、入学定員・入学者数・養護教諭免許状取得者数ならびに編入制度の有無、研修に関する項目とした。

※（ ）内は 2023 年度基本調査

1）4 年制大学：125 大学から回答があった（複数の学部・学科あり）。

	入学定員	2024年度入学者数	2023年度免許取得者数
合計	9,989(10,239)	11,076(11,076)	2354(2,510)
平均	88.4(89.8)	93.1(92.3)	19.8(20.4)
最大値	330(330)	338(317)	86(85)
最小値	6(5)	10(7)	2(0)

2）短期大学：7 短期大学から回答があった。

	入学定員	2024年度入学者数	2023年度免許取得者数
合計	350(350)	252(257)	154(159)
平均	50(50)	36(36.7)	22(22.7)
最大値	70(70)	73(63)	61(55)
最小値	30(30)	10(15)	6(8)

3）大学院・教職大学院：46 大学の大学院より回答があった。

①大学院：35 大学から回答があった。

	入学定員★	2024 年度入学者数	2023 年度免許取得者数
合計	476(413)	307(204)	22(16)
平均	15.9(11.8)	9.0(5.2)	0.6(0.4)
最大値	80(44)	72(25)	5(3)
最小値	0(2)	0(0)	0(0)

★定員数は、他の専修と合わせて決められている大学院が多い

②教職大学院：11 大学から回答があった。

2024 年度の入学者は合計 103（最大 33, 最小 0）名であった。2023 年度の専修免許取得者数は合計 20（最大 6, 最小 0）名であった。

4）専攻科：1 種免許状を取得できる専攻科の 7 大学から回答があった。

	入学定員	2024 年度入学者数	2023 年度免許取得者数
合計	84(73)	66(60)	44(40)
平均	12(14.6)	9.4(12.0)	6.3(8.0)
最大値	20(20)	34(28)	33(22)
最小値	5(8)	0(0)	0(0)

5) 特別別科：4大学の特別別科から回答があった。

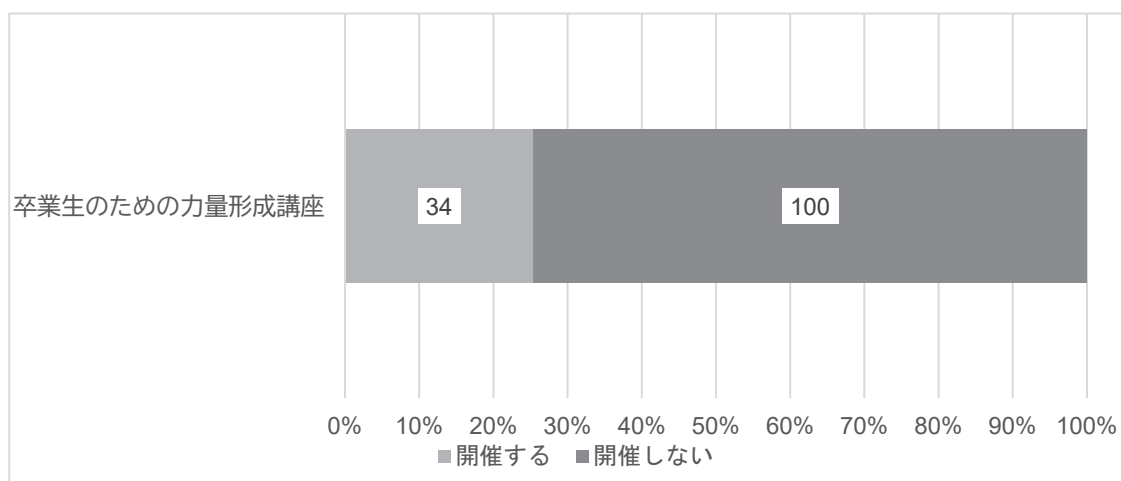
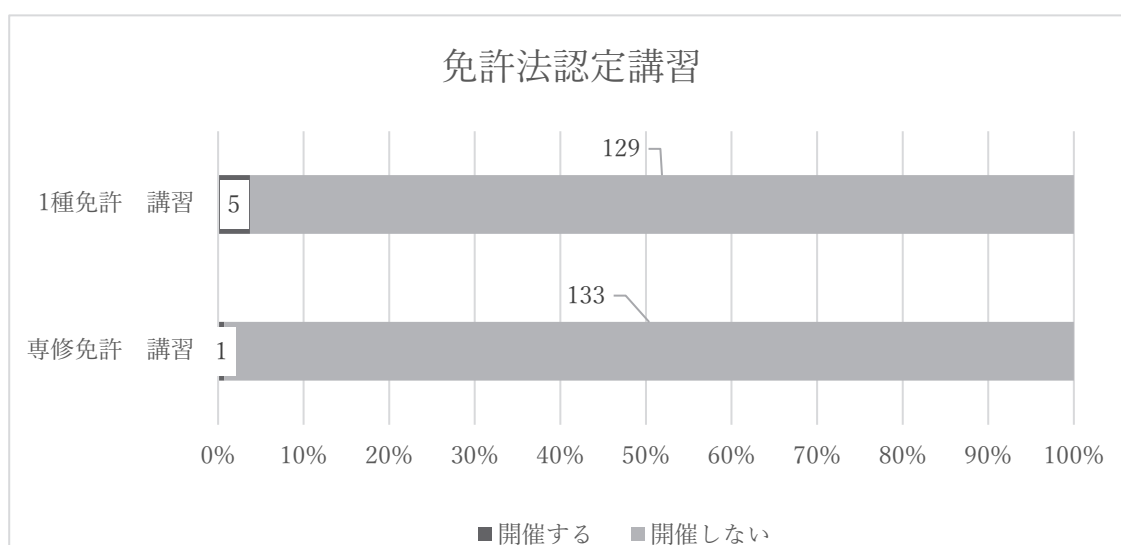
	入学定員	2024 年度入学者数	2023 年度免許取得者数
合計	160 (160)	137 (144)	143 (101)
平均	40 (40)	34. 2 (36)	35. 7 (33. 6)
最大値	40 (40)	45 (44)	44 (48)
最小値	40 (40)	23 (21)	22 (20)

6) 編入制度の有無

編入制度あり：28 大学

	入学定員	2023 年度入学者数
合計	113 (104)	50 (57)
平均	8. 7 (7. 4)	2. 1 (2. 4)
最大値	30 (30)	31 (27)
最小値	1 (1)	0 (0)

7) 講座・研修等の開設状況



Ⅱ-3 ホームページ報告

本協議会のホームページは、広報・渉外委員会を担当する理事が、本会の活動報告や会員校の参考になり得る最新情報などを迅速に掲載するようにしている。

2024 年度には、より見やすくわかりやすいホームページとなるように、レイアウトやデザイン等をリニューアルした。トップページには、「Home」「協議会について」「イベントに参加する」「活動に触れる」「情報提供」「会員限定ページ」を配置した。中央には「Topic」としてニューズレターや協議会主催の開催イベント等を配置し（写真 1）、その下部には「Information」として新着情報の提供をしている。「活動に触れる」では、「ニューズレター一覧」「活動報告」「調査報告」「要望書」「コアカリ」を配置し協議会の活動内容を一目で確認できるようになっている。（写真 2）それぞれのボタンをクリックすることで、これまでの活動内容や報告書等を閲覧することが可能となっている。

2024 年度は、例年同様、2024 年度総会・講演、養成教育セミナーの案内および報告、そしてファカルティ・ディベロップメント検討委員会が企画したワークショップ「合理的配慮について考えよう」の案内等を掲載した。また、会員校の増減に対応して、「会員校紹介」（2024 年 4 月現在）のページを更新した。

2025 年度に向け、会員校が協議会の活動成果を共有し活用できるよう、そして会員校以外の一般の皆様にも本協議会の活動を知ってもらえるよう、検討を進めている。

今後、ホームページを通じてより有用な情報配信に努めていきたい。

担当 西岡かおり、鈴木裕子



写真 1

活動に触れる



写真 2

写真：日本養護教諭養成大学協議会ホームページ：<https://www.j-yogo.jp/index.shtml>

（2025 年 3 月現在）

Ⅱ-4 ニュースレター報告

ニュースレターを2号発行した（第52号、第53号）。
主な内容は以下のとおりである。

1) 第52号（2024年8月10日発行）

- ・ 会長挨拶
- ・ 2024年度総会・講演のご案内（オンライン開催）
- ・ 新規入会大学ご紹介（山梨県立大学）
- ・ 会員校だより～北から南から～（北里大学・名桜大学）
- ・ リレー連載・大学院における養成（東京学芸大学・北海道教育大学）
- ・ 各委員会活動報告
- ・ 協議会活動報告
- ・ 日本養護教諭関係団体連絡会報告
- ・ 事務局及び会計からのお知らせ

2) 第53号（2025年3月31日発行）

- ・ 副会長あいさつ
- ・ 2024年度総会を終えて
- ・ 総会事後アンケートの結果と2025年度総会の予定
- ・ 20周年記念行事・記念誌編集委員会について
- ・ 2024年度講演報告
- ・ FD委員会によるワークショップ「合理的配慮について考えよう～修学と卒業後をつなぐ支援～」報告
- ・ リレー連載・大学院における養成（愛知教育大学）
- ・ 各委員会活動報告
- ・ 協議会活動報告
- ・ 事務局、会計からのお知らせ

Ⅱ-5 講演報告

日 時：2024年9月6日（金）13：50～16：30（総会后）

方 法：オンライン配信

講演①

講演テーマ：障害のある学生への合理的配慮～紛争の防止と解決、人権モデルと社会モデルを理解する

講 師：川島聡氏（放送大学教授）

障害者差別解消法の概要、差別解消に関する国の方針、不当な差別的取扱いと合理的配慮との関係、学生と大学の建設的対話による紛争の防止と解決について、等の内容を、具体的な事例をもとにしていねいにご説明いただいた。

講演②

講演テーマ：養護教諭の資質向上と 学校保健の推進を目指して

講 師：川畑千草氏（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課健康教育調査官）

令和5年1月に示された「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」の議論の取りまとめの概要や、「令和4年度保健室利用状況に関する調査報告書」の内容、学校保健推進体制整備事業等の予算措置についての説明のほか、児童生徒の健康診断、疾病の管理と予防、健康相談及び保健指導、保健教育その他学校保健に関する幅広い内容について、近年発行された資料とともに最新の動向をご紹介いただいた。

（文責 鈴木裕子）

Ⅱ-6 ワークショップ報告

発達障害者支援法が施行され 20 年、大学進学までの教育機関で様々な支援を受けてきた発達特性のある学生の大学進学が増えてきています。また、大学入学後に自身の特性に気づき合理的配慮を希望する学生や、本人は困っていないが周囲の学生や教職員が対応の必要性を感じる学生など、様々な特性のある学生への適切な対応が求められています。

ワークショップでは、発達障害特性のある学生の理解を深め、学生の自己実現のための支援について、養護教諭養成機関として取り組むべき合理的な配慮と教育的な対応、就職支援のあり方について、事前調査を基に具体的なケースを開発し考えました。

1) 日時・場所

日時：2025 年 3 月 3 日(月) 13 時 00 分～16 時 30 分

場所：東京都港区高輪 4-23-5 品川ステーションビル 5 階-A 号

参加者数：35 名

対象：日本養護教諭養成大学協議会会員校所属の教員

2) 内容

テーマ：合理的配慮について考えよう ― 修学と卒業後をつなぐ支援―

発達障害特性のある学生の理解を深め、養護教諭養成機関として取り組むべき合理的な配慮と教育的な対応、就職支援のあり方について、事例（仮想）を通して具体的な対応方法を検討しました。当日は対面で 1 グループ 4～5 名に分かれて活動を行いました。

<学びのねらい>

- 発達障害特性のある学生に対する学生支援（合理的配慮、教育的対応等）について理解することができる。
- 発達障害特性のある学生に対する、授業における合理的配慮（教育的対応含）を考えることができる。
- 発達障害特性のある学生の能力が活かせるような就職支援を考えることができる。
- 紛争解決にあたっての法的な理解、当事者に寄り添った対応の留意点について理解することができる。

<教材ケース>

ケース 1 【合理的な配慮に関わる教員と学生間の認識のズレ】

ケース 2 【養護実習中に困難な状況が露呈した学生】

ケース 3 【自己理解に課題を持つ ASD の診断を受けている学生のキャリア支援】

<当日の流れ>

13:00 開会

13:10-14:00 講演 発達障害特性のある学生に対する合理的配慮と教育的な対応（仮）

講師 高橋 知音氏（信州大学 教授）

14:00-15:00 グループワーク（ケース検討）

15:00-16:00 発表及び講師からのコメント

16:00-16:30 まとめ

【ワークショップ事後調査結果】

1. 本日の講演について、ご意見ご感想をお聞かせください。

- ・ 具体的な内容で、大変分かりやすかったです。
- ・ 詳しく知りたかった内容でしたので企画がありがたかったです。理解が深まりました。具体的な対応の内実をもっと知りたかったです。
- ・ とてもためになりました。理解が深まりましたが、いざ、その時になったら迷いそうです…
- ・ 合理的配慮の具体的な対応についてお話が伺えたので大変参考になりました
- ・ タイムリーな話題で、興味深く伺うことができました。また質問にも丁寧に答えてくださり、質問してよかったです。これからどうしていけばよいのか、ヒントがたくさん得られました。ありがとうございました。
- ・ 発達障害特性のある学生に対する合理的配慮と教育的配慮と具体的な対応について、大変分かりやすく事例を交えながらお話いただき、改めて日常を振り返りながら理解することができました。学生からの要望やニーズへの対応についてもやや曖昧になりがちだった部分が明確になり整理することができました。実際に関わる際にいかしていきたいです。また、事例の他、高橋先生のご勤務される大学での対応例や体制に触れるお話もあり、大変参考になりました。ご講演・ご指導に感謝申し上げます。
- ・ とても、詳細に具体的で、実践的で、曖昧なところか明確になりました。ありがとうございました。
- ・ 大学生の発達障がいの第一人者であられる高橋先生のお話を拝聴できて大変学びになりました。大学教員の具体的対応と学生の発達成長への願いについて分かりやすくとても良かったです。現在、学内で学生の対応について、検討している日々です。ご講演はとてもわかりやすく、大学内で共有したいと思いました。
- ・ 教育的配慮と合理的配慮が明確になりました。
- ・ 合理的配慮、具体的な教育的対応について、わかりやすく話していただき理解が深まりました。ありがとうございました。
- ・ 講義もディスカッションも勉強になった。
- ・ 高橋知音教授のご講演を伺い、発達障害特性のある学生に対する合理的配慮と教育的な対応について理解を深めることができ、感謝いたします。
- ・ 学生に対する合理的な配慮についてわかりやすく具体的にお話しいただき理解が深まりました。ありがとうございました。

- ・大変勉強になりましたし、先生方とも直接お話しでき楽しかったです。FD 委員会の皆様に感謝申し上げます。

2. 今回のワークショップでの気づきや発見について教えてください。

- ・対象が、法的根拠であることが、明確になりました。
- ・講師の先生の話しぶりに安心感がありました。ぜひまた別の機会にもお話を聞きたいと感じました。
- ・これまで自分が考えてきたこと、実践してきたことの裏付けになりました。特に教育的対応についてはよくわかりました。ありがとうございました。
- ・内容・構成はとてもよかったです。事例の設定・作成はとてもご苦労いただいたのだと思いました。そのおかげでリアルに検討することができました。ありがとうございました。
- ・会場の問題は仕方ないですね。便利なところだったのでそこは良かったです。
- ・ワークショップを通して、具体的にどうしたらよいかを考えることができました。また、他の大学の実践を聞くことができ、大変参考になりました。各グループの発表も違う事例について考えることができ、良かったです。グループの発表の後、講師の方からのご助言もあり、より事例の理解が深まりました。ありがとうございました。
- ・感想です。参加して、大変良かったです。
- ・少人数のグループワークにより、意見を出し合えて事例に対する理解や対応について多面的に考えることができました。事例を通して共有しつつ、ワークの中で、各先生方の大学での取組や様子をお聞きする場面もあり、学びを多く得ることができました。また、高橋先生がグループを巡回してくださり、最後のご指導でコメントをいただくことができたことも理解がさらに深まりました。色々のご準備いただいた先生方に感謝申し上げます。有意義な研修の機会をありがとうございました。
- ・合理的配慮と教育的対応の区別、実習要件の設定や入試の重要性について。社会モデル化が進んでいく世の中であることを願うと同時に、生きづらさを抱えた 20 代が世の中に出た時の援助スキルや職業選択に対する自己理解の重要性を改めて認識しました。お話を伺えて良かったです。高橋先生ありがとうございました。
- ・事例が、どこの大学でもあるような問題だったので考えやすく、またグループ討議の中では他大学の取組みを知ることができました。教育的対応をしている大学教員に学ぶべき支援内容があると思います。その内容を深めたり、広げたりしていくべきだと思います。
- ・上記に紛争解決とありますが、具体的な教育紛争事例について知りたいです。
- ・特性のある学生には、自己理解を促す指導が必要。関わる教員同士の共通理解を深める。実習要件のチェックリストを明確化する。しかし合理的配慮は、権利補償をする結果補償をするわけではない。グループワークにて、ご講演の内容を補強することができました。
- ・こういったケースが多いこと、大学によって対応が異なることを知り大変勉強になりました。本学では入学時から個別面接、保護者面談等計画的に実施しており個別のニー

ズを共有しやすいこと、適性についても随時一緒に考えていけることなど、正課外教育の体制が整っていることに気づくことができました。

- ・事例検討をする貴重な時間を、グループの皆様と過ごさせていただき、感謝しております。ワークショップに参加することで、自分自身の今までの学生への支援について振り返り、改善点を考える機会となりました。
- ・今後も合理的配慮と教育的対応について、さらに学んでゆきたいと思います。
- ・役員の皆様、ご企画くださり、ありがとうございました。
- ・合理的配慮をどのようにすれば良いのか具体的にイメージできるようになった。
- ・配慮と成績評価について必要な知識が得られた。

【総括】

講演によって、教育的配慮と合理的配慮の違いについての理解が深まり、また講演後にリアルなケースを検討することで、特に具体的な配慮の方法や成績評価の留意点などについて理解が深まったようである。概ねワークショップのねらいは達成できたと推察される。

Ⅲ 検討委員会等の報告

Ⅲ-1 教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会

本委員会は、「養護教諭養成課程コアカリキュラム（養大協版）2020」の到達度を踏まえ、さらなる充実をはかるため、「養護教諭養成課程コアカリキュラム（養大協版）2025（仮称）、以下「養大協コアカリキュラム 2025（試案）」と表記する」について検討を重ねた。2024 年度中の会議は 11 回に及んだ。Zoom での会議は、2024 年 7 月 4 日、7 月 29 日、8 月 26 日、9 月 24 日、10 月 13 日、11 月 19 日、2025 年 1 月 30 日に開催し、対面での会議（一部 zoom と併用）は北海道札幌市のミーティングルーム A において、2024 年 12 月 13 日・14 日および 2025 年 3 月 19 日・20 日に開催した。

2020 年に示された「養護教諭養成課程コアカリキュラム（養大協版）2020」の 4 領域を踏まえつつ、2004 年より開始された日本教育大学協会全国養護部門研究委員会による養護教諭養成のためのモデル・コア・カリキュラムの 5 領域や専門職養成である医学教育・歯学教育・看護学教育・栄養学教育のモデル・コア・カリキュラムの 7～8 領域に着目しながら検討を重ねた結果、「養大協コアカリキュラム 2025」は 7 領域から構成されることとなった。さらに、学生が卒業時に身に付けておくべき実践的能力を、9 項目の「学修目標」として明示し、それに対応させる形で再構成することとした。また、養護教諭養成のための学修時間の 6 割程度を目安として学修内容を整理した。特に「養護教諭として求められる基本的な資質・能力」に関しては、「養護教諭養成課程コアカリキュラム（養大協版）2020」を基盤としたうえで、ミニマム・エッセンスである項目を記載した。以下に全体像と領域毎の内容について示す。

また、「養護教諭養成課程コアカリキュラム（養大協版）2020」の到達度について、旧委員会がまとめたものを後章(p.26～33)に示すこととする。

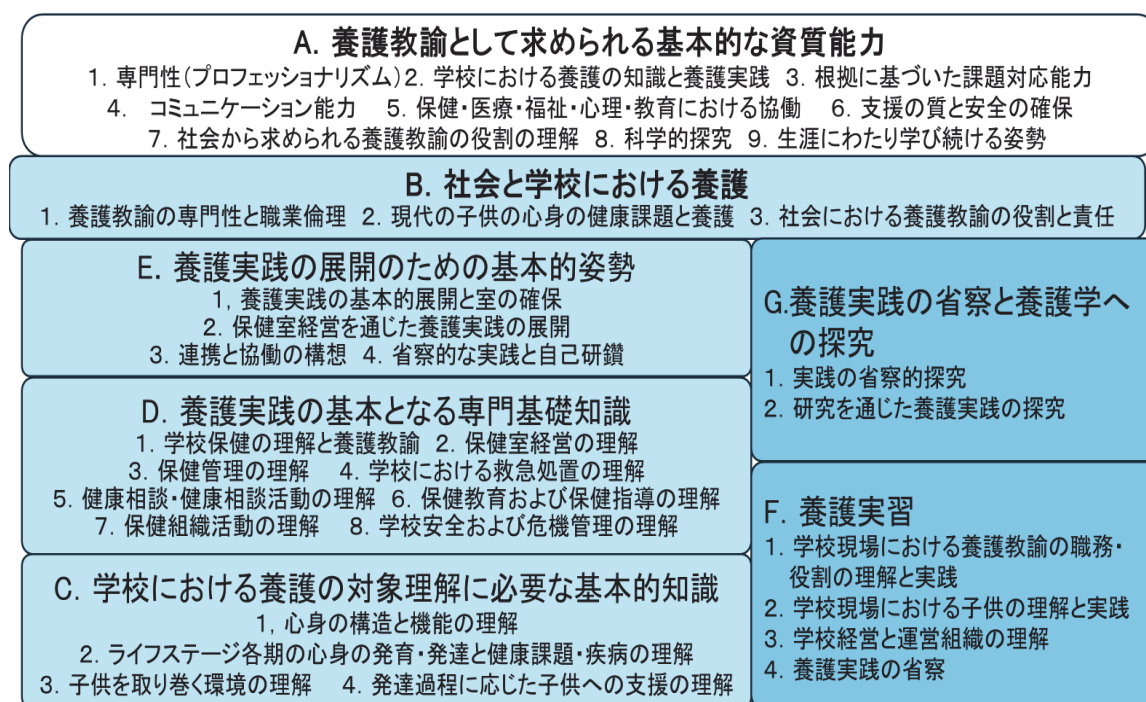


図1.「養大協コアカリキュラム 2025」の全体像

A 養護教諭として求められる基本的な資質・能力

A-1 専門性(プロフェッショナリズム)

子供が健康・安全に幸福な学校生活を送ることができるよう支援することを使命とし、子供の尊厳を守り、自立に向けて、養護実践を行い、その基盤となる養護実践の理論の確立や養護学発展や必要な役割の創造に寄与することを学ぶ

A-2 学校における養護の知識と養護実践

養護実践に必要な知識を身につけ、子供・保護者・地域・関係各機関等について理解し、アセスメント結果に基づく根拠ある養護実践に結びつけることを学ぶ

A-3 根拠に基づいた課題対応能力

未知の課題に対して、自ら幅広く多様な情報を収集し、創造性の発揮と倫理的・道徳的な判断および科学的根拠の選択によって課題解決に向けた対応につなげる基盤を身に付ける

A-4 コミュニケーション能力

相互関係を成立・発展させるために人間性豊かで温かく、子供への愛情をもち、子供を取り巻く人々と共感し、尊重するための知識・技術・能力で支援にあたることを学ぶ

A-5 保健・医療・福祉・心理・教育における協働

保健・医療・福祉・心理・教育に関わる人々と連携し、必要に応じてチームでの役割を担うための基盤を学ぶ

A-6 支援の質と安全の確保

子供にとって良質で安全な支援ができるよう、継続的に支援の質と安全を管理するための基盤を学ぶ

A-7 社会から求められる養護教諭の役割の理解

多様で変化の大きな社会状況を認識し、地域社会から求められる養護教諭の役割を果たすことにより、専門職の責任を果たすとともに、必要な役割を見出す基礎を学ぶ

A-8 科学的探究

養護学確立と発展の必要性を理解し、実践的研究と研究的実践の往還をはかることができるよう基礎を学ぶ

A-9 生涯にわたり学び続ける姿勢

専門職として養護実践の質の向上を目指し、実践の省察を積み重ね、生涯を通して学び続ける基盤を身に付ける

B 社会と学校における養護

B-1 養護教諭の専門性と職業倫理

B-1-1 養護教諭の成立過程と専門性の変遷を理解する。

B-1-2 養護教諭を規定する法律や関連法規(学校教育法、学校教育法施行規則、学校保健安全法等)について説明できる。

B-1-3 養護教諭の職務や役割、養護実践について学び、養護教諭としての社会貢献について考えることができる。

B-1-4 養護教諭としての職業倫理の必要性を理解し説明できる。

B-2 現代の子供の心身の健康課題と養護

B-2-1 健康の概念やヘルスプロモーションの理念および概念について説明できる。

B-2-2 時代背景を捉えた子供の健康課題を説明できる。

B-2-3 子供の健康課題に応じた支援内容を理解できる。

B-2-4 子供に対応する場面を想定し、関係者と連携・協働しての指導や支援を考えることができる。

B-2-5 養護教諭として子供の権利について理解し考慮できる。

B-3 社会における養護教諭の役割と責任

B-3-1 地域社会から求められる養護の役割を説明できる

B-3-2 多様で変化の大きな社会状況について説明できる。

B-3-3 統計資料をデータベースや文献・図書から検索し活用できる。

C 学校における養護の対象理解に必要な基本的知識

C-1 心身の構造と機能の理解

C-1-1 命を生むしくみ(人体の発生と遺伝、生殖系器官の構造と機能)について理解している。

C-1-2 命を維持するしくみ(呼吸、循環、代謝やホメオスターシスなどに関わる器官の構造と機能)について理解している。

C-1-3 身体を支えて動くしくみ(骨格、筋肉と神経系などの器官の構造と機能)について理解している。

C-1-4 情報の受容と処理のしくみ(感覚器と神経系などの構造と機能)について理解している。

C-1-5 精神神経機能のしくみ(脳の構造と認知や行動などの機能)について理解している。

C-1-6 身体を防御し適応するしくみ(内分泌、免疫、神経系などの器官の構造と機能)について理解している。

C-2 ライフステージ各期の心身の発育・発達と健康課題・疾病の理解

C-2-1 ライフステージ各期における心身の発育・発達過程と特徴について理解している。

C-2-2 子供に起こりやすい傷病について、その成り立ちや治療法について理解している。

C-2-3 ライフステージ各期における健康課題と疾病の特徴について理解している。

C-3 子供を取り巻く環境の理解

C-3-1 人間の生活(栄養、運動、休養など)と健康との関わりについて理解している。

C-3-2 子供の健康と家庭との関わりについて理解している。

C-3-3 健康の環境条件(物理的・生物学的・社会的・経済的)について理解している。

C-3-4 地域の教育、保健、医療、心理、福祉などの関係機関について理解している。

C-4 発達過程に応じた子供への支援の理解

C-4-1 身体の構造や機能の課題から支援を必要とする子供とその発達過程に応じた支援方法について理解している。

C-4-2 心理的、精神的な課題から支援を必要とする子供とその発達過程に応じた支援方法について理解している。

C-4-3 社会的支援(養育環境など)を必要とする子供とその発達過程に応じた支援方法について理解している。

D 養護実践の基本となる専門基礎知識

D-1 学校保健の理解と養護教諭

D-1-1 学校保健と教育課程が関連していることを理解している。

D-1-2 学校保健計画の内容や評価について理解している。

D-2 保健室経営の理解

D-2-1 保健室経営の意義と目的を理解している。

D-2-2 保健室経営計画を作成する方法や評価について理解している。

D-2-3 保健室の機能を理解している。

D-3 保健管理の理解

D-3-1 健康観察の意義と目的、内容と方法を理解している。

D-3-2 健康診断の意義と目的、内容と方法を理解している。

D-3-3 疾病管理の意義と目的、内容と方法を理解している。

D-3-4 感染症予防の意義と目的、内容と方法を理解している。

D-3-5 学校環境衛生の意義と目的、内容と方法を理解している。

D-4 学校における救急処置の理解

D-4-1 救急処置の意義と目的、内容と方法を理解している。

D-4-2 校内救急体制づくりを理解している。

D-5 健康相談・健康相談活動の理解

D-5-1 健康相談・健康相談活動の意義と目的、内容と方法を理解している。

D-5-2 保健室の機能を活かした対応を理解している。

D-6 保健教育および保健指導の理解

D-6-1 保健教育の意義と目的、内容と方法を理解している。

D-6-2 保健指導の意義と目的、内容と方法を理解している。

D-7 保健組織活動の理解

D-7-1 保健組織活動の意義と目的、内容と方法を理解している。

D-7-2 学校保健委員会の意義と目的、内容と方法を理解している。

D-7-3 学校保健関係職員および関係職種の役割を理解している。

D-8 学校安全および危機管理の理解

D-8-1 学校安全および危機管理の意義と目的、内容と方法を理解している。

D-8-2 事件・事故および災害への対応について理解している

D-8-3 危機管理体制の整備について理解している。

E 養護実践の展開のための基本的姿勢

E-1 養護実践の基本的展開と質の確保

E-1-1 信頼される養護教諭とはどういうものかを考え、子供と共感的態度で関わり、良好な関係を構築することができる。

E-1-2 子供の成育や健康に関わる情報を収集し、適切に情報を処理、活用、管理することができる。

E-1-3 保護者や子供を取り巻く関係者の立場や役割の特性を理解し、良好な関係を構築することができる。

E-1-4 保護者や子供を取り巻く関係者と、子供の成育や健康に関わる情報を共有することができる。

E-2 保健室経営を通じた養護実践の展開

E-2-1 子供の心身の状態、状況・背景について総合的に評価し、子供のニーズを捉えることができる。

E-2-2 子供のニーズに応じて、支援の実際を踏まえて、支援計画を提案することができる。

E-2-3 支援計画を評価し、修正案や改善案を示すことができる。

E-2-4 子供のニーズに応じて、個別または集団に対する効果的な支援を計画することができる。

E-2-5 養護の視点で子供の健康課題を焦点化し、子供に育みたい力を考え、保健室経営目標を想定することができる。

E-2-6 保健室経営目標の達成に向けて、学校や地域社会の資源を踏まえた有機的な方策を構想することができる。

E-2-7 保健室空間を機能させつつ、養護教諭の専門的職務を遂行して、養護実践のプロセスを描くことができる。

E-3 連携と協働の構想

- E-3-1 学校組織を理解し、教職員と協議し、役割を調整し、チームで対応する意義や方法を想定できる。
- E-3-2 学校内外の関係者、関係組織と連携・協働して取り組む意義や方法を想定できる。
- E-3-3 連携・協働におけるコーディネートの意義や方法を説明できる。
- E-3-4 人権やプライバシーに配慮した連携・協働の展開を想定できる。

E-4 省察的な実践と自己研鑽

- E-4-1 自らの養護実践を省察し、養護の視点で改善する方法を説明することができる。
- E-4-2 自らの養護教諭としての資質・能力を省察し、養護の追求に向けて自己研鑽する方法を説明することができる。

F 養護実習

F-1 学校現場における養護教諭の職務・役割の理解と実践

- F-1-1 教育課題を踏まえた学校保健活動と保健室や養護教諭の役割を理解する。
- F-1-2 児童生徒の健康と発達にかかわる課題に対して個別的・組織的に適切な取り組みを説明できる。
- F-1-3 養護教諭としての職業倫理の理解を深める。

F-2 学校現場における子供の理解と実践

- F-2-1 学校教育活動を通じて子供の理解(児童生徒理解)を深める。
- F-2-2 子供の心身や生活の状況と健康問題の構造(状況・背景)を理解する。

F-3 学校経営と運営組織の理解

- F-3-1 教育職員としての基本的な態度や心構えを理解する。
- F-3-2 教育の目標を達成するために、教職員は連携して教育活動を行うことを理解する。
- F-3-3 実践の改善に向けた教職員の取り組みを理解する。

F-4 養護実践の省察

- F-4-1 自身の養護実践の取り組みを記録し、考察を述べることができる。
- F-4-2 自身の養護実践の取り組みを省察し、学習課題を説明できる。
- F-4-3 自身の養護教諭としての能力・適性を内省できる。

G 養護実践の省察と養護学への探究

G-1 実践の省察的探究

- G-1-1 日々の実践を振り返り、養護実践上の課題を抽出し、改善や発展させていく重要性が理解できる。

G-1-2 研究的思考(問題意識、論理的・批判的思考、科学的視点や根拠)を持ち、養護実践を展開する意義が理解できる。

G-1-3 学校現場で生じ得る倫理的課題を考慮して、養護実践を思考できる。

G-2 研究を通じた養護実践の探究

G-2-1 養護実践の探究のために研究活動が必要であることを理解できる。

G-2-2 研究倫理の必要性について説明できる。

G-2-3 研究における倫理的配慮の具体的な例とその理由が理解できる。

G-2-4 基本的な研究方法の知識を持ち、文献・統計資料等を検索し、指導を受けながら成果を解釈できる。

G-2-5 研究課題の抽出、研究計画の立案、実施の一連の過程について理解できる。

養護教諭免許取得予定学生の卒業時における自己評価 ー養護教諭養成課程コアカリキュラム（養大協版）2020 を活用してー

前期委員：今野洋子（北翔大学）・青柳直子（茨城大学）・池添志乃（高知県立大学）・上原美子（埼玉県立大学）・大川尚子（京都女子大学）・亀崎路子（杏林大学）・諏澤宏恵（京都光華女子大学・現：花園大学）・高田恵美子（畿央大学）・前田美穂（関西福祉科学大学）・毛利春美（畿央大学）

I. はじめに

教育基本法には、健康な国民の育成が教育の目的として謳われており、学校は、教育機関として、学習機会と学力を保障する役割を担うだけではなく、子供たちの身体的・精神的な健康の保持増進にも大きな役割を担っている。学校教育の目的は、子供たちが全人的な発達・成長を遂げ、生涯にわたって自らの生活をよりよく生きていくための基盤を築くことができるようすることにある。

教育の担い手である教員には高い専門性と適切な資質能力が不可欠である。そのため、教員養成における優れた教育課程が求められ、2021 年、文部科学省より「教職課程コアカリキュラム」が示され、教員養成大学における創意工夫に満ちた活用が進められているところである。

養護教諭は、学校教育法において「養護をつかさどる」教育職員として規定されており、教諭とは異なる独自の専門性から、日本養護教諭教育学会では「学校におけるすべての教育活動を通して、ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育と健康管理によって子どもの発育・発達の支援を行う特別な免許を持つ教育職員である」¹⁾ ことが定義づけられている。また、2023 年の「養護教諭及び栄養教諭に求められる役割（職務の範囲）の明確化」²⁾ において養護教諭の専門性が示されている。また、各自治体において養護教諭の育成指標が作成されているが、いずれの自治体も初任の養護教諭であっても求められる資質能力は高く専門的である。

専門職である養護教諭の養成に関し、2008 年に日本教育大学協会全国養護部門研究委員会において「モデル・コア・カリキュラム」が提案された³⁾。また、2017 年に一般社団法人日本看護系大学協議会において「看護学士課程で養成する養護教諭のコアコンピテンシーと卒業時到達目標」⁴⁾ が報告された。これらを踏まえ、2020 年、日本養護教諭養成大学協議会は、文部科学省の新教職課程や採用側の育成指標も参考に、会員校の多様な学問体系を集約し、学生が目指す卒業時に必要な能力の集大成となる『養護教諭養成課程コアカリキュラム（養大協版）2020、以下「養大協コアカリ 2020」』を提案した⁵⁾。

そこで、本研究においては、養護教諭免許取得予定学生が、卒業時に必要な資質能力をどの程度身に付けているかを明らかにすることを目的に、日本養護教諭養成大学協議会が開発した「養大協コアカリ 2020」の内容を指標とした学生の自己評価調査を実施した。

II. 方法

2022 年 10 月～2023 年 2 月、日本養護教諭養成大学協議会教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会の委員が所属する大学の養護教諭免許取得予定学生（4 年次生）を対象

に、科目「教職実践演習」最終授業終了後において、大学ごとに無記名自記式質問紙調査を Web (Google フォーム) で実施した。

調査内容は、所属大学の学問体系、取得予定の免許、次年度から進路の職種、養護教諭として勤務するにあたっての自信、日本養護教諭養成大学協議会が開発した 4 群からなる「養大協コアカリ 2020」の全体目標・一般目標・到達目標の項目とした。4 群の各全体目標、一般目標、到達目標については、「理解していない (1 点)」～「理解している (5 点)」、「身に付けていない (1 点)」～「身に付けている (5 点)」を SD 尺度で問い、得点化した。また、養護教諭として勤務するにあたっての自信については、「自信なし (1 点)」～「自信あり (5 点)」の SD 尺度で問い、得点化した。

なお、「養大協コアカリ 2020」の 4 群の構成は、【Ⅰ群：養護及び養護教諭に関する基礎的理解】、【Ⅱ群：子供と子供を取り巻く環境の理解】、【Ⅲ群：養護実践の方法の基礎的・基本的理解】、【Ⅳ群：養護実践の展開の理解】で、図 1 のように、Ⅰ群を土台に、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ群へ深まってい

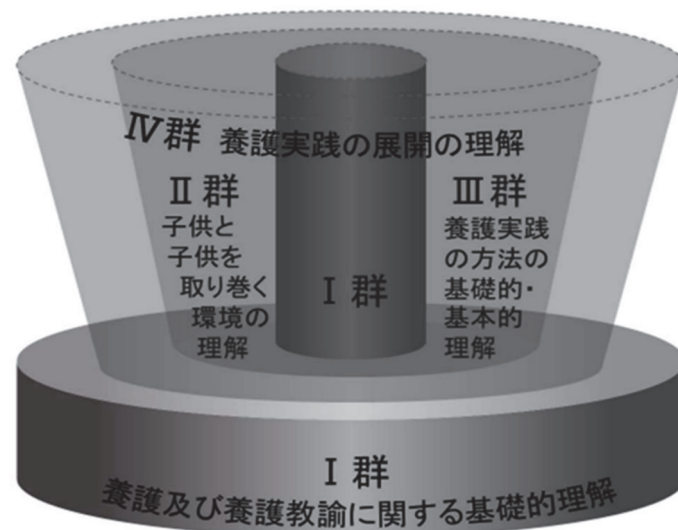


図 1 「養護教諭養成課程コアカリキュラム（養大協版）2020」のイメージ図

出典：日本養護教諭養成大学協議会HP

分析に当たっては、統計ソフト SPSS ver.28 使用し、養護教諭養成の学問体系別（教育系・看護系・学際系）の比較については一元配置分散分析、進路別（養護教諭とそれ以外）と養護教諭として勤務するにあたっての自信別（自信あり、自信なし）については t 検定を行い、有意水準は 5%とした。なお、養護教諭として勤務するにあたっての自信については、平均値 2.71 点以上を自信あり群・平均値 2.71 点未満を自信なし群とした。

本研究は、京都女子大学倫理審査委員会の承認を得て行われた（承認番号 2022-5）。具体的な調査の倫理的配慮としては、調査前に各大学に対して研究の目的と方法、調査結果の守秘について説明を行い、同意を得た。その後、学生へは、調査の目的と方法、調査協力は各々の自由意志であること、調査結果は統計的に処理し、個人を特定しないこと、回答の有無や内容が成績に影響しないこと、途中で回答を放棄してもよいこと、研究目的以外で使用しないこと等、

倫理的配慮事項を口頭および書面で説明し、同意を得た。

III. 結果

1. 回答者の属性

6 大学 8 学部の養護教諭免許一種取得予定者 167 名より回答を得ることができ、すべて有効回答であった。養成大学の学問体系別では、教育系 78 名 (46.70%)、学際系 58 名 (34.73%)、看護系 31 名 (18.67%) であった。また、2023 年度 4 月からの養護教諭勤務予定者は 102 名 (61.08%)、養護教諭以外の職種での勤務予定者は 65 名 (38.92%) であった。

養護教諭として勤務する場合の自信について、「自信なし (1 点)」～「自信あり (5 点)」の SD 尺度で評定を求めた結果、1 点 13 名 (7.78%)、2 点 50 名 (29.94%)、3 点 77 名 (46.10%)、4 点 27 名 (16.16%)、5 点 0 名の正規分布を示していた。

2. 全体目標、一般目標、到達目標の自己評価得点

1) 全体目標

全体目標についての自己評価の平均値は、【I 群：養護及び養護教諭に関する基礎的理解】3.80 点、【II 群：子供と子供を取り巻く環境の理解】3.95 点、【III 群：養護実践の方法の基礎的・基本的理解】3.71 点、【IV 群：養護実践の展開の理解】3.65 点で、II 群の平均値が最も高かった。

2) 一般目標

一般目標についてみると、I 群 (目標数 3) の平均値は 4.06 点、II 群 (一般目標数 4) は 3.99 点、III 群 (一般目標数 7) は 3.74 点、IV 群 (一般目標数 6) は 3.74 点で、I 群の平均値が最も高かった。

3) 到達目標

到達目標についてみると、I 群の到達目標 (目標数 18) の平均値は 3.87 点、II 群の到達目標 (目標数 19) の平均値は 3.80 点、III 群の到達目標 (目標数 21) は 3.71 点、同じく IV 群の到達目標 (目標数 20) の平均値は 3.71 点であり、I 群の平均値が最も高かった (表 1)。

表 1 各群の全体目標・一般目標・到達目標

	目標	全体167	大学系			進路		自信	
		平均	教育系78	学際系58	看護系31	養護教諭103	その他64	あり104	なし63
I 群	全体目標数	3.80	3.90	3.76	3.65	3.9	3.64 *	4.04	3.41 **
	一般目標(3)	4.06	4.10	4.03	4.04	4.08	4.04	4.23	3.79
	到達目標(18)	3.87	3.91	3.81	3.91	3.88	3.86	4.02	3.63
II 群	全体目標	3.95	3.9	3.91	4.16	3.97	3.92	4.1	3.71 **
	一般目標(4)	3.99	3.97	3.88	4.24	3.98	4.00	4.08	3.83
	到達目標(19)	3.80	3.73	3.70	4.20	3.75	3.89	3.90	3.65
III 群	全体目標	3.71	3.67	3.72	3.77	3.79	3.58	3.93	3.33 **
	一般目標(7)	3.74	3.78	3.69	3.75	3.78	3.68	3.92	3.45
	到達目標(21)	3.71	3.74	3.62	3.76	3.73	3.67	3.86	3.45
IV 群	全体目標	3.65	3.68	3.6	3.65	3.64	3.66	3.82	3.37 **
	一般目標(6)	3.74	3.78	3.66	3.77	3.78	3.67	3.89	3.49
	到達目標(20)	3.71	3.73	3.67	3.74	3.75	3.65	3.86	3.47

一般目標 20 項目について、まとめたものが表 2 である（表 2）。

表 2 各群の一般目標

一般目標		全体167	大学系			進路		自信	
		平均	教育系78	学系58	看護系31	看護教諭103	その他64	あり104	なし63
Ⅰ群	一般目標 1) 養護の概念、養護教諭の役割と職務内容を理解する。	4.05	4.12	3.98	4.03 *	4.06	4.05	4.21	3.79 **
	一般目標 2) 子供の人格・発育・発達観、健康観に関する基礎的・基本的事項を理解する。	4.07	4.06	4.02	4.19	4.06	4.09	4.22	3.83 **
	一般目標 3) 学校保健・学校安全の基礎的・基本的事項を理解する。	4.07	4.12	4.09	3.90	4.12	3.98	4.25	3.76 **
Ⅱ群	一般目標 1) 心身の構造と機能及び発達過程について理解する。	3.94	3.91	3.81	4.26 ^{学習 * 教-習}	3.93	3.95	4.03	3.79 *
	一般目標 2) ライフステージ各期の心身の発育・発達の特徴及び健康課題と疾病の特徴について理解する。	3.88	3.78	3.79	4.29 ^{学習 * 教-習 *}	3.80	4.02	3.99	3.70 *
	一般目標 3) 子供の生活や取り巻く環境と健康との関わりについて理解する。	4.08	4.10	3.98	4.23	4.14	4.00	4.16	3.95
	一般目標 4) 発達過程に応じた子供の支援について理解する。	4.05	4.09	3.93	4.19	4.06	4.05	4.15	3.89 *
Ⅲ群	一般目標 1) 学校保健の意義をふまえた上で、学校保健計画作成の方法を理解する。	3.73	3.71	3.78	3.71	3.82	3.59	3.89	3.46 **
	一般目標 2) 保健室経営の意義と目的をふまえた上で、保健室経営計画の作成方法を理解する。	3.69	3.69	3.69	3.71	3.78	3.56	3.87	3.41 **
	一般目標 3) 保健管理の意義と目的をふまえた上で、その内容と方法を理解する。	3.81	3.87	3.79	3.71	3.88	3.70	4.05	3.43 **
	一般目標 4) 健康相談・保健指導の意義と目的をふまえた上で、子供と保護者への対応方法を理解する。	3.78	3.85	3.67	3.81	3.82	3.72	3.93	3.52 **
	一般目標 5) 保健教育の意義と目的をふまえた上で、その内容と指導方法を理解する。	3.81	3.88	3.66	3.90	3.78	3.86	4.01	3.48 **
	一般目標 6) 保健組織活動の意義と目的をふまえた上で、その内容と連携・協働の方法を理解する。	3.64	3.67	3.62	3.61	3.67	3.59	3.82	3.35 **
	一般目標 7) 学校安全・危機管理の意義と目的をふまえた上で、その内容と方法を理解する。	3.73	3.77	3.66	3.77	3.72	3.75	3.87	3.51 **
Ⅳ群	一般目標 1) 子供の心身に関する情報の収集と管理を行い、関係者と情報共有する意義と方法を説明できる。	3.90	3.99	3.76	3.97	3.97	3.80	4.07	3.63 **
	一般目標 2) 子供の心身の状態を根拠に基づいて総合的に評価し対応できる。	3.74	3.69	3.71	3.90	3.74	3.73	3.89	3.48 **
	一般目標 3) 子供の心身の健康課題に応じて必要な指導や支援の計画を立案することができる。	3.59	3.58	3.53	3.74	3.63	3.53	3.76	3.32 **
	一般目標 4) 対応する場面を想定し、関係者と連携・協働して指導や支援を展開できる。	3.68	3.76	3.60	3.61	3.71	3.63	3.80	3.48 **
	一般目標 5) 養護実践と学校保健及び学校教育の関係を理解する。	3.71	3.77	3.60	3.77	3.74	3.67	3.88	3.43 **
	一般目標 6) 養護教諭としての専門性を向上させる方法及び研究の必要性を理解する。	3.81	3.91	3.76	3.65	3.89	3.67	3.93	3.60 *

4) 上位の到達目標および下位の到達目標

到達目標のうち、平均値 4.0 以上の上位 10 位までの到達目標を抽出し、表に示した（表 3）。

I～IV群の項目中、最も点数が高かったのは I 群の一般目標 3) ⑥「保健室経営の意義と養護教諭の専門性について理解している」4.23 点と、同点の II 群の 3) ①「個人の生活（栄養、運動、休養など）と健康との関わりについて理解している」であった。次いで II 群の 3) ②「子供の健康と家庭との関わりについて理解している」4.17 点、I 群の 2) ④「健康及びヘルスプロモーションの考え方について理解している」4.13 点、さらに、I 群 3) ⑤「学校と家庭及び地域との連携・協働の意義、コーディネーターとしての役割について理解している」4.12 点と続いた。続いて I 群 1) ④「養護教諭の役割や職務内容について理解している」と I 群 3) ④「チームとしての学校における組織活動の意義について理解している」が 4.11 点であった。次に、III 群 1) ①学校経営計画と教育課程、学校保健計画及び保健室経営計画が関連するように立案することの重要性を理解している」および IV 群 1) ③「子供の心身の状況や背景、子供を取り巻く環境における課題を関係者と共有することができる」4.02 点、II 群 1) ①命を生むしくみ（人体の発生と遺伝、生殖系器官の構造と機能）と発達過程について理解している」4.01 点であった。

平均上位の到達目標は、10 位中約半数を I 群が占めたが、II 群では 3 つの到達目標、III 群では 1 つ、IV 群では 1 つとなった。

表 3 上位を占めた到達目標

到達目標(上位)	全体167	大学系			進路		自信		
	平均	教育系78	学際系58	看護系31	養護教諭103	その他64	あり104	なし63	
I 群3) 到達目標⑥ 保健室経営の意義と養護教諭の専門性について理解している。	4.23	4.32	4.21	4.03	4.27	4.16	4.41	3.92	**
II 群3) 到達目標① 個人の生活(栄養、運動、休養など)と健康との関わりについて理解している。	4.23	4.28	4.05	4.42	4.27	4.16	4.34	4.05	*
II 群3) 到達目標② 子供の健康と家庭との関わりについて理解している。	4.17	4.22	4.09	4.19	4.23	4.06	4.32	3.92	*
I 群2) 到達目標④ 健康及びヘルスプロモーションの考え方について理解している。	4.13	4.14	4.05	4.26	4.17	4.06	4.28	3.89	**
I 群3) 到達目標⑤ 学校と家庭及び地域との連携・協働の意義、コーディネーターとしての役割について理解している。	4.12	4.21	4.05	4.03	4.12	4.13	4.26	3.89	*
I 群1) 到達目標④ 養護教諭の役割や職務内容について理解している。	4.11	4.19	4.00	4.13	4.16	4.05	4.23	3.92	**
I 群3) 到達目標④ チームとしての学校における組織活動の意義について理解している。	4.11	4.21	4.05	3.97	4.09	4.14	4.21	3.94	*
I 群3) 到達目標① 学校経営計画と教育課程、学校保健計画及び保健室経営計画が関連するように立案することの重要性を理解している。	4.02	4.14	3.93	3.90	4.10	3.91	4.18	3.76	**
III 群1) 到達目標③ 子供の心身の状況や背景、子供を取り巻く環境における課題を関係者と共有することができる。	4.02	4.10	3.95	3.97	4.07	3.95	4.13	3.86	**
II 群1) 到達目標① 命を生むしくみ(人体の発生と遺伝、生殖系器官の構造と機能)と発達過程について理解している。	4.01	4.05	3.78	4.32	3.95	4.09	4.14	3.78	

一方、各群における到達目標のうち、平均値の下位5項目に目を向けると、以下のようになった(表4)。

最も点数が低かったのはI群の1)⑥「養護教諭のキャリア形成について理解している」3.22点であった。次いで、平均値が低かったのは、III群の1)②「学校保健計画を立案する方法を説明することができる」3.31点、I群のI)②「養護教諭の歴史や制度(関係法規を含む)について理解している」3.41点と続いた。さらに、IV群3)③「個別の支援計画の修正や改善の時期や内容を評価することができる」3.43点、また、II群2)③「乳幼児期の心身の発育・発達の特徴、健康課題と疾病の特徴について理解している」3.49点で、下位の到達目標はひとつの群に偏ることなく分散した。

表4 下位の到達目標

到達目標(下位)	全体167	大学系			進路		自信		
	平均	教育系78	学際系58	看護系31	養護教諭103	その他64	あり104	なし63	
I群1) 到達目標⑥ 養護教諭のキャリア形成について理解している。	3.22	3.06	3.33	3.42	3.19	3.27	3.40	2.92	**
III群1) 到達目標② 学校保健計画を立案する方法を説明することができる。	3.31	3.26	3.33	3.39	3.40	3.16	3.46	3.05	**
I群1) 到達目標② 養護教諭の歴史や制度(関係法規を含む)について理解している。	3.41	3.56	3.29	3.23	3.50	3.25	3.67	2.97	**
IV群3) 到達目標③ 個別の支援計画の修正や改善の時期や内容を評価することができる。	3.43	3.42	3.41	3.45	3.48	3.34	3.59	3.16	**
II群2) 到達目標③ 乳幼児期の心身の発育・発達の特徴、健康課題と疾病の特徴について理解している。	3.49	3.31	3.36	4.19	3.40	3.64	3.60	3.32	*

3. 養成の学問体系別における自己評価得点の比較

1) 全体目標

養成の学問体系別に4群の全体目標についてみた結果、自己評価得点の平均値はI群では3.90点、IV群では3.68点で教育系が最も高く、II群で4.16点、III群で3.77点と看護系が最も高かったが、系別に有意な差は認められなかった(前掲表1)。

2) 一般目標

I～IV群にわたる20の一般目標について、系別にみると、I群の一般目標1)「養護の概念、養護教諭の役割と職務内容を理解する」において教育系が有意に高かった($p<0.05$)。また、II群の一般目標1)「心身の構造と機能及び発達過程について理解する」および一般目標2)「ライフステージ各期の心身の発育・発達の特徴及び健康課題と疾病の特徴について理解する」において、看護系が教育系および学際系よりも有意に高かった($p<0.05$)。III群・IV群においては、系

別の有意な差はみられなかった（前掲表2）。

3) 到達目標

上位の到達目標のひとつであるⅡ群一般目標3)「到達目標① 個人の生活（栄養、運動、休養など）と健康との関わりについて理解している」では看護系が他の系よりも有意に高かった（ $p<0.05$ ）。また、Ⅱ群1)「到達目標① 命を生むしくみ（人体の発生と遺伝、生殖系器官の構造と機能）と発達過程について理解している」では、学際系よりも看護系が有意に高かった（ $p<0.05$ ）。

また、下位項目のひとつであるⅡ群2)「到達目標③ 乳幼児期の心身の発育・発達の特徴、健康課題と疾病の特徴について理解している」は、看護系が他の系よりも有意に高かった。

4. 卒業後の進路別における自己評価得点の比較

1) 全体目標

各群の全体目標について、卒業後に養護教諭として勤務予定か否かでみたところ、Ⅰ群の全体目標では養護教諭としての勤務予定者が 3.90 点に対しその他は 3.64 点で、養護教諭勤務予定者のほうが有意に高かった（ $p<0.05$ ）。

2) 一般目標

Ⅰ～Ⅳ群すべての一般目標において、進路別の有意な差はみられなかった。

3) 到達目標

到達目標の上位項目及び下位項目において、養護教諭として勤務予定者とその他の者とで有意な差はみられなかった。

5. 養護教諭として勤務するにあたっての自信別における自己評価得点の比較

1) 全体目標

養護教諭として勤務したときの自信あり・なしの別で比較した結果、全体目標では、いずれの群においても、自信あり群の方が自信なし群より有意に高く（ $p<0.05$ ）、養護教諭としての自信がある者の方が自信のない者よりも理解が高いことがとらえられた。

2) 一般目標

一般目標においても、自信あり群の方が自信なし群より有意に高かった（ $p<0.05$ ）。

3) 到達目標（有意水準の表記は不要？）

上位の到達目標のうち、Ⅱ群1)「① 命を生むしくみ（人体の発生と遺伝、生殖系器官の構造と機能）と発達過程について理解している」を除き、自信あり群の方が自信なし群より有意に高かった。

下位の到達目標においても、同様に自信あり群の方が自信なし群より有意に高かった。

IV. 考察

1. 卒業時の自己評価から考えられた養護教諭としての資質能力

各群の全体目標に対する自己評価をみると、【Ⅰ群：養護及び養護教諭に関する基礎的理解】および【Ⅱ群：子供と子供を取り巻く環境の理解】の自己評価得点は概ね高かった。【Ⅲ群：養

護実践の方法の基礎的・基本的理解】および【IV群：養護実践の展開の理解】の自己評価はI群・II群と比較すると、やや低かった。この理由は「養大協コアカリ 2020」は、I群を根幹にII・III・IV群へ深化するように作成されていることも関係していると思われる⁵⁾。

また、一般目標および到達目標に対する自己評価に関しても、全体目標で見られたこととほぼ同じ傾向が見られ、養護教諭としての実践に関わる実践力の習得に関することよりも、養護教諭の専門性の基礎的な理解の習得はやや高めの傾向にあった。

全体目標および一般目標および到達目標の自己評価から、養護教諭の実践の基礎および養護の対象である子供と環境についてよく理解されていることが把握でき、養護教諭として勤務する上での基礎的な学習が定着していることが示された。また、養護実践のための基礎的・基本的理解や展開のための基盤となることがらについても、理解されていることが明らかとなった。また、養護教諭として勤務する場合の自信については、自信があると言い切れない者が少なくなく、各群の自己評価と関連付けて考えると、実践力の習得に不安があるため自信があるといえないことが推察された。

しかし、各自治体の育成指標をみると、養成段階においては基礎基本の理解と技能の習得が求められており、新任養護教諭として働くために必要な資質能力は身につけていることが考えられた。各群の到達目標全78項目のうち上位10項目に着目すると、養護教諭の専門性や役割および職務内容の理解、家庭や生活と健康の関連、子供への対応と周囲との連携、学校経営や教育課程と学校保健計画や保健室経営との関連、児童期の心身の発達発育や疾病の特徴、命を生むしくみや心身の構造・機能の理解、組織活動等に関する項目が含まれた。これらは、養護教諭の現代的役割である「救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動」などを展開する基礎となるものである。

また、上位10項目はI群にとどまらず、I～III群における到達目標で構成されており、このことから、養護教諭としての実践の方法の基礎的基本的理解まではされている傾向がみられた。また、I群で理解の高かった到達目標について着目すると、養護教諭の役割や職務内容および養護教諭の専門性・コーディネーターとしての役割についてよく理解されており、養護教諭として働くうえでの基礎が培われていることが推察された。また、保健室経営の意義、ヘルスプロモーションの考え方・チーム学校についても理解が高いことから、養護教諭として、ヘルスプロモーションの考えに立って、保健室から発信し、学校全体の健康の保持増進につなげるのできるものが考えられた。

II群の理解の高かった到達目標からは、養護の対象である子供をよく理解したうえで保健教育を展開できるような養護教諭の姿が捉えられた。子供の健康と家庭との関わりや生活習慣と健康との関連の理解がされていることで、実践的な保健教育に発展させることができると推察された。また、命を生むしくみと発達段階という性に関する指導に関わることの理解が高く、命の大切さを大切にしたい指導につなげることができると示唆された。

III群の理解の高かった到達目標からは、学校経営計画と教育課程、保健室経営が関連していることの重要性をよく理解しており、教育実践としての養護実践に努める資質能力があると考えられた。

理解の高かった到達目標から、子供に共感的にかかわり心身の情報等から子供の健康状態を把

握できること、子供の心身の状況や背景、子供を取り巻く環境における課題を関係者と共有できることについて理解されたことから、養護教諭の専門性を活かした健康相談活動ができることが推察された。

また、上位の到達目標の自己評価得点において、系別・進路別の差は見られず、いずれの学問体系の養成大学においても、養護教諭として勤務するかどうかの別にかかわらず、「養大協コアカリ 2020」の内容をよく理解していることが考えられた。

2. 養護教諭教育としての課題

下位となった到達目標の項目からは、養護教諭のキャリア形成、養護教諭の歴史や制度、乳幼児期の心身の発育・発達や疾病、個別の支援計画の評価、学校保健計画の立案方法の説明について、理解が不足していることが考えられた。

しかし、養護教諭の専門性や役割、職務内容の理解は上位項目に含まれたことから、養護教諭のキャリア形成の理解不足については、「キャリア形成」という用語を使用しての学習の不足も要因として考えられた。また、同様に養護教諭の専門性や役割、職務内容の理解は高いにも関わらず、養護教諭の歴史や制度の理解が低いことは、現代的な養護教諭の役割については答申等を例に学ぶ機会が多いが、これまでの歴史や制度を俯瞰して学ぶ機会が少ないことが考えられた。

Ⅱ群に設定された乳幼児期の心身の発育・発達の特徴、健康課題と疾病の特徴について自己評価得点が低かったことについては対象者の理解不足に加え、養護教諭の主たる対象となる児童期や青年期の心身の発育・発達の特徴と疾病等の学習が多く取り扱われるためであることが推察された。人間の発達が連続的であることを踏まえ、乳幼児期からの発育・発達に特化した学びが必要であることが示された。

また、学校教育における学校保健計画について理論的に理解しているものの、実践的な経験が乏しいため、学校保健計画を立案する方法の説明について理解が不足していることが考えられた。同様に、個別の支援計画の修正や改善の時期や内容を評価することについての理解不足の背景要因として、実践的な学習の機会の必要性が示唆された。

到達目標の自己評価下位項目から、学習機会の提供等、指導者側の課題を考えることができ、これらは養護教諭教育の課題として捉えられた。

ほぼすべてにおいて、養護教諭としての自信のあり・なしで理解に差が見られたことから、自信をもてるような教授法を工夫するなど、養護教諭教育の課題であることが考えられた。

3. カリキュラムの活用について

日本養護教諭養成大学協議会が開発した「養大協コアカリ 2020」についての学生の自己評価から、養成大学の学問体系に関わらず、また、養護教諭として勤務する予定であるか否かに関わらず、養護教諭養成で学んだことがほぼ理解され、学びの質の担保がされていることが考えられた。Ⅱ群においては、概ね看護系での理解が高いことが把握でき、現在の教育系および学際系の養護教諭養成大学におけるカリキュラムでは、養護の対象である子供の発育・発達に関わる学習が不足していることが考えられた。教育職員免許法では、「看護学（救急処置含む）」は 10 単位であり、救急処置・看護技術演習・看護学臨床実習等を含んだうえでの 10 単位である。そのため、

教育職員免許法において、教育系および学際系の養護教諭養成大学においても、子供の心身の発達や子供に多い疾病などについてさらに学ぶための科目（小児疾病論等）が必要であることが示唆された。

しかしながら、今回は平均点で比較したが、何をもって卒業時の資質能力が到達できているか、その基準については、今後も検討を重ねていく必要がある。

養護実践につながるⅢ群およびⅣ群において系別の差がほぼ見られなかったことから、養護教諭として勤務するにあたっての資質能力は十分備わっていると考えられた。

2023 年の「養護教諭及び栄養教諭に求められる役割(職務の範囲)の明確化」²⁾では、養護教諭に担うことが求められる役割に関して示されている。「養護教諭が校内の中心的な役割を果たすべきもの」における「救急処置」「健康診断」「疾病の管理・予防」「健康課題に関する児童生徒への健康相談」「健康相談を踏まえた保健指導」「保健室経営」「保健組織活動」に関しては、よく理解されており、「養大協コアカリ 2020」は養護教諭の役割を果たす上で修得しておくべき力が明確になる指標であると考えられた。

V.まとめ

本研究においては、「養大協コアカリ 2020」に関する卒業時の学生の自己評価から、養護教諭の専門性や役割についてよく理解し、養護教諭としての実践につなげる資質能力を身に付けていることを明らかにすることができた。研究の目的である、「養大協コアカリ 2020」は卒業時に修得しておくべき力が明確になる指標であると考えられた。

今後の研究課題として、時代に即したコアカリキュラムの検討を継続し、大学内での共通理解、養護実習前後の形成的変化をとらえ、よりよい養護教諭養成コアカリキュラムの研究に努めたい。

謝辞

本研究の実施にあたり、ご協力いただきました学生の皆様に心より感謝申し上げます。

文献

- 1) 日本養護教諭教育学会：養護教諭の専門領域に関する用語の解説集〈第三版〉，2019
- 2) 文部科学省：養護教諭及び栄養教諭に求められる役割(職務の範囲)の明確化に向けて。
Available at : https://www.mext.go.jp/content/20230116-mxt_kenshoku-000026992_10.pdf
Accessed October 8, 2023
- 3) 大谷尚子：専門職業人養成におけるコア・カリキュラムー日本教育大学協会全国養護部門の研究成果と今後の展望ー，日本養護教諭教育学会誌，9，2-17，2006
- 4) 一般社団法人日本看護系大学協議会：「看護学士課程で養成する養護教諭のコアコンピテンシーと卒業時到達目標」，2017. Available at : <https://www.janpu.or.jp/activities/report/> Accessed November 16, 2023
- 5) 大川尚子，下村淳子，青柳直子ほか：養護教諭養成課程コアカリキュラム（養大協版）2020の開発ー多様な学問体系の大学に活用できるコアカリキュラムの提案ー，学校保健研究 63，91-101，2021

Ⅲ-2 ファカルティ・ディベロップメント（FD）検討委員会

第1回FD委員会

日 時：2024年8月20日（日）11:00～12:00

オンライン開催

出席者：荒川、沖津、鎌塚、酒井、出口、波多野、森

司会：鎌塚 記録：酒井

【議事内容】

1. これまでの経過及び今後の方針案の確認

- ・合理的配慮の義務化に伴い、訴訟も起きており、授業設計の重要性が増している。今期は、これまでのFD委員会活動を基盤としながら学生支援（合理的配慮、教育的配慮等）にかかわる授業設計や法解釈、運用の留意点、障害にかかわる基本的知識の理解を含めたワークショップ、実態調査などを実施
- ・カリキュラム検討委員会との合同研修を通じてカリキュラムとFDを連動させてプログラムも考案していきたい。（※実際の活動内容は新委員との議論によって決める）
- ・養護教諭養成大学協議会に調査をかけ、論文化
- ・カリキュラム委員会とFD委員会と合同会議も検討する。

2. 活動内容案の検討

- ・2024年度実態調査の実施
- ・2025年度実態調査を基にワークショップ開催、調査報告

第2回FD委員会

日 時：2024年10月20日（日）9:00～

会 場：静岡大学 教育学部 A 棟 314

出席者：鎌塚、荒川、柴田、武市、出口、波田野、森

司 会：鎌塚 記録：出口

【議事内容】

（1） アンケート調査項目の検討

（2） 3月3日のワークショップについて

※遽年度内にワークショップを実施する事になったため、方向性と内容の検討

- ・講師の選定依頼（鎌塚）
- ・係分担（チラシの作成：森、調査作成・管理及び倫理申請：柴田、波田野、出口、沖津）

（3） 倫理審査委員会申請書類の検討

メール審議 ・倫理審査 11月～11月末 12月2日倫理審査申請、承認 12日

・チラシの検討 11月上旬～中旬

（4）調査及びワークショップ開催の配信

12月16～1月6日 現在：6割弱の回収率

再配信 1月10日～1月31日

第3回FD委員会

日時：2024年12月28日（土）9:00～16:00

会場：駅スグ会議室 BASE（愛知県名古屋市中村区名駅3-13-28）

出席者：荒川、沖津、鎌塚、酒井、柴田、武市、出口、波多野、森

司会：鎌塚 記録：沖津

【議事内容】

- (1) ワークショップ趣旨の確認・共通認識
- (2) 調査結果の共有を基に事例作成の留意事項の焦点化
 - ・配慮上苦慮している事柄の主な内容：グループワーク等の演習時の配慮、免許・資格を付与することの課題、実習（看護／養護）での配慮等。
- (3) 調査結果を基にケース教材作成
 - グループに分かれ事例を作成：（架空の人物名、物語調、設問も設定し作成）
 - ①事例1【合理的な配慮に関わる教員と学生間の認識のズレ】
授業（評価）／グループワーク（他学生の理解）に関わる紛争（うつ症状の合理的配慮）
担当：荒川、酒井、森
 - ②事例2【養護実習中に困難な状況が露呈した学生】
実習（対外・内）／実習先で配慮してもらうことに関わる揉め事（ADHDのような発達障害特性の教育的配慮）
担当：波田野、武市、出口
 - ③事例3【自己理解に課題があるASDのある学生のキャリア支援】
就職（資格）／人権保障 vs 教員養成の質の保障／自己理解の難しさ／保護者の意向に関わる問題（ASDの合理的配慮）
担当：鎌塚、柴田、沖津

第4回FD委員会

日時：2025年1月30日（木）10:00～12:00

会場：オンライン開催

出席者：荒川、鎌塚、酒井、柴田、武市、出口、波多野、森

司会：鎌塚 記録：荒川

【議事内容】

- (1) アンケートの集計・まとめ等の見直し
 - 1月29日のアンケート結果をもとに、データを共有。
- (2) 事例教材の講師の確認
- (3) ワークショップの運絵マニュアルの検討・当日の流れ・係分担確認

(4) ワークショップ前後の調査について

第5回FD委員会

日時：2025年2月14日（木）13:00～13:30

会場：オンライン開催

出席者：荒川、鎌塚、酒井、柴田、武市、出口、森

欠席者：沖津、波多野

司会：鎌塚 記録：荒川

【議事内容】

- (1) ワークショップの当日の流れ・係分担 最終確認
- ・マニュアルに沿って各自の係の分担の確認
- (2) ワークショップの配信について
- (3) 事後アンケートについて
- ・回答期限・事前配信方法・タイミングの検討
- (4) 結果のまとめについて
- ・ワークショップ終了後に改めて検討

第6回FD委員会

日時：2025年3月3日（日）10:00～12:00 品川ステーションビル

出席者：荒川、沖津、鎌塚、酒井、柴田、武市、出口、波田野、森

【議事内容】

ワークショップ当日の流れ・係分担確認

今後の予定 2025年度に向けて

- ・実態調査を分析し、その結果を踏まえてその評価を実践報告する。
- ・2024年度に実施したワークショップについて、講演内容も含めて教材開発を行う。
- ・今年度実施できなかったカリキュラム検討委員会との合同会議を検討したい。

Ⅲ-3 広報・渉外委員会

広報・渉外委員会は、役員2名体制で、ニュースレターの発行、ホームページでの情報発信を担当している。また、年度ごとの事業活動報告書の編集も担当している。

1. ニュースレター

ニュースレターでは、協議会の運営に関する広報や、会員校の交流につながる内容を意識して編集に努めている。2024年度は、第52号(8月)、第53号(3月)の2号を発行した。

内容としては、会長および副会長の挨拶、総会、講演およびFD委員会によるワークショップ等の案内、開催後の報告や事後アンケート結果報告、役員会および各委員会の活動報告、2024年度から本会が幹事団体を務める日本養護教諭関係団体連絡会の活動報告等の報告事項のほか、会員の交流を意識した新規入会大学の紹介や会員校だより、リレー連載(大学院における養成)等の掲載を継続した。突然の原稿依頼に快く応じていただいた会員校の皆様に感謝したい。

メーリングリストによる連絡やホームページ上からの情報発信に対し、記録・保存性のある紙媒体のニュースレターの特色を生かし、今後も内容充実に努めたい。

2. ホームページ

2024年4月から、新しいデザインにリニューアルを行った。トップページから新しいトピックやこれまでの活動内容を見つけやすくなるよう構成を工夫した。

総会や講演、セミナー等の開催についてアナウンスはもちろん、終了した活動の報告等も随時掲載し、会員への迅速な情報提供に努めた。また発行したニュースレターも迅速に掲載してWeb上でも見るようにした。入退会に伴う会員校の状況も、迅速に反映できるよう努めた。また2024年度は、前年度に引き続き、FD委員会による会員限定コンテンツを閲覧できるようにした。

3. 事業活動報告書の編集

本協議会発足当初から毎年発行している事業活動報告書の編集を担当することとなり、発行計画の作成、原稿の取りまとめ、編集作業を行った。

4. その他

協議会の活動について、東山書房「健康教室」および学校保健研修社「健」に掲載してもらうための原稿を作成した。年度をまたいで2025年度の発行号に掲載となった。

担当 西岡かおり(四国大学)、鈴木裕子(国士舘大学)

IV 日本養護教諭関係団体連絡会活動報告

日本養護教諭関係団体連絡会は「養護教諭の資質能力向上を願う全国組織団体の連携と協力により、養護教諭の養成・採用・研修等に関する施策の提案と実現に向けた取り組みを行うこと」を目的として、平成 27 年 11 月に組織された団体であり、「養護教諭の資質能力の向上方策に関する情報収集および協議」「養護教諭の資質能力の向上方策に対する要請および要望」などの事業を行うものとし活動しています。

令和 6 年度現在の所属団体は、（一社）日本健康相談活動学会、（一社）日本養護教諭教育学会、日本養護教諭養成大学協議会、日本教育大学協会全国養護部門、全国養護教諭連絡協議会です。

令和 6 年度の幹事団体は（一社）日本健康相談活動学会が務め、代表者会議会長は三木とみ子氏、副会長は本会会長の遠藤が務めています。

また、日本養護教諭関係団体連絡会は、毎年各団体からの要望をまとめ、文部科学大臣に提出しています。要望書については、日本養護教諭関係団体連絡会または本会ホームページでも閲覧、ダウンロードが可能です。

要望の概要としては、『養護教諭の複数配置の促進』、『保健室の ICT 環境の整備』、『養護教諭の資質能力の向上について』、『学校教育法附則第 7 条の「当分の間、養護教諭を置かないことができる」の撤廃』などです。詳細はホームページをご確認ください。

なお、令和 7 年度健康教育・食育課の「学校保健関連予算事業」において、新規事業として「心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業」が行われことが公表されました。本会が要望した『養護教諭の資質能力の向上について』に関連するとも考えられます。関係団体連絡会では、養護教諭の複数配置の要望など、まだ、実現していないものについてもあきらめることなく実現に向け活動していくことを決めています。

要望に対するご意見なども受け付けております。是非本活動にもご理解とご支援頂きたいお願い致します。

V 規約

V-1 日本養護教諭養成大学協議会会則

(名称)

第1条 本会は、日本養護教諭養成大学協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、養護教諭養成に関わる大学、短期大学（部）および大学院以下、「養護教諭養成大学」と称す。）相互の提携と協力によって学術と教育の発展に寄与し、養護教諭養成の進展に関わる高等教育機関の使命達成に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 養護教諭養成における教育課程（カリキュラム）の研究に関する事業
- 二 養護教諭養成の制度及び法制度の検討と研究に関する事業
- 三 養護教諭養成にかかわる教員の資質向上を図る事業
- 四 養護教諭養成に関する全国的規模の情報交換、連絡協議を図る事業
- 五 養護教諭養成教育に関する社会的活動・提言に関する事業
- 六 その他、本協議会の目的を達成するための事業

(会の構成)

第4条 会員大学は、養護教諭養成に関わる「養護教諭養成大学」とする。

- 2 会員は、会員大学の養護教諭養成に関わる専任教員とする。
- 3 会員大学は、会員のうち2名以内を評議員として届ける。
- 4 会員大学は、毎年度5月末日までに、必要事項を所定の様式により会長に届け出る。
- 5 役員会は、入会を申し出た大学について審査の上承認する。
- 6 退会を希望する大学は、会長に届ける。

(会費)

第5条 会費は毎年度7月末日までに納入しなければならない。

- 2 会費は、会員大学1校につき年額3万円とする。
- 3 7月末日までに未納の場合は、総会の議決権を失う。
- 4 2年間会費を滞納した大学は、会員大学としての資格を失う。

(役員)

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 7名
- 四 監事 2名

第7条 会長は、本協議会を代表し会務を処理する。

- 2 会長は、会議を招集しその議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会務を担当する。また、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 4 理事は、本協議会の事業を分担し、円滑な運営を図る。
- 5 監事は、本協議会の会計を監査する。

(役員を選出)

第8条 役員は、評議員から選出し、定期総会において承認する。

- 2 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 3 役員の選出方法は別に定める。

(総会及び役員会)

第9条 総会は、毎年1回定期に開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、会員大学の過半数の出席および委任状により成立する。
- 4 総会における議決権は、各会員大学1票とする。評議員の1名が議決権及び選挙権を有し、これらを行行使する。
- 5 評議員の委嘱を受けた会員は、議決権を代行できる
- 6 総会における議決は、出席した会員大学の過半数の同意による。

第10条 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 役員会は、会長、副会長、理事、事務局で構成し、会長が必要と認めたときは監事が加わる。

(委員会)

第11条 目的を達成するために下記の委員会を置く。

- 一 教育課程（カリキュラム）検討委員会
- 二 養成制度（法制度）検討委員会
- 三 ファカルティ・ディベロップメント（FD）検討委員会
- 四 広報・渉外委員会
- 五 その他

(運営費)

第 12 条 本協議会の運営費には、会員大学の会費、その他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

(事務局)

第 13 条 本協議会の事務局は、会長が定めるところに置く。

2 会務の処理にあたっては、会長が所属する大学または、理事の中から担当者を置くことができる。

(会則の改正)

第 14 条 この会則の改正は総会において、出席大学の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

附則 この会則は、2005 年 11 月 26 日から施行する。

附則 2007 年 9 月 17 日に一部改正した。2008 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2009 年 9 月 4 日に一部改正した。第 4 条、第 5 条、第 9 条の一部改正については、2010 年 4 月 1 日から施行する。第 6 条、第 8 条の一部改正については 2012 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2013 年 9 月 6 日に一部改正し、同日より施行する。

附則 2016 年 9 月 2 日に一部改正し、2017 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2019 年 9 月 10 日に一部改正し、同日より施行する。

V-2 日本養護教諭養成大学協議会役員会規程

(会の構成)

- 第1条 役員会は、評議員の中より選出された 10 名の理事により構成する。会長及び副会長は、理事の互選により決める。
- 2 監事は、会長が会員の中から 2 名を推薦し、総会の議を経て委嘱する。

(役割)

- 第2条 役員会は、本協議会員の事業、研究・研修、会務の重要事項を審議し、総会に議事を提案する。また、総会の議決に従い、会務を執行する。

(会の招集)

- 第3条 役員会の招集は、会長が行なう。必要に応じてメール会議等に代えることができる。

(担当理事の責務)

- 第4条 理事は、本協議会の事業を推進し、役員会、総会に報告する。
- 2 各委員会には、担当理事を置く。

(役員の解任及び補充)

- 第5条 役員が次の各号の一に該当するときは、役員会の承認により解任することができる。
- 一 会員資格を失ったとき
 - 二 心身の故障または個人の事情等により職務の執行が困難と認められるとき
 - 三 その他、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 解任された理事の補充は補欠者名簿に基づいて行い、任期は前任者の残任期間とする。
- 3 解任された監事の補充は会長が会員の中から推薦し委嘱する。

(改正)

- 第6条 この規程の改正は、総会において、出席会員大学の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

附則 この規程は、2006 年 9 月 8 日から施行する。

附則 この規程は、2009 年 9 月 4 日に一部改正し、2012 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、2013 年 9 月 6 日に一部改正し、同日より施行する。

V-3 日本養護教諭養成大学協議会理事選出に関する規程

(選挙管理委員会)

- 第1条 役員会は、会員の中から3名の選挙管理委員を委嘱する。
- 2 選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下、「委員会」と称す。）を組織する。
 - 3 委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。

(選挙権)

- 第2条 理事の選挙権は、選挙実施年度の前年度の会費を納入した会員大学に認める。

(選挙権及び被選挙権を有する評議員の届け出)

- 第3条 各会員大学は、毎年度5月末日までに、選挙権及び被選挙権を有する評議員1名を選出し、会長に届け出る。

(理事の選出)

- 第4条 委員長は、事務局に会員大学を代表する評議委員1名を明記した名簿を要請する。
- 2 委員会は、前項の名簿に基づき「被選挙者名簿」を作成し会員大学に配布する。
- 第5条 選挙期日は、役員会で決定し、会長が評議員に告示しなければならない。
- 第6条 選挙は無記名投票により行い、告示した日までの消印で委員会に到着したものについて、委員会が開票を行う。
- 第7条 投票は会員大学の選挙権をもつ評議員1名が、役員候補者10名を連記する。
- 第8条 次の投票は無効とする。
1. 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの。
 2. 外封筒に記名のないもの。
 3. 被選挙者名簿に登録されていないものを記入したもの。
 4. その他、理事選出に関する規程に反するもの。
- 第9条 委員会は有効投票を多数得たものから10名を当選とする。
- 2 同数の有効投票を得たものについては、委員長が抽選により当選を決定する。

- 3 委員会は役員の解任があるときの補欠者名簿（得票順に若干名）を作成し、新役員会に申し送る。

- 第 10 条 当選が決定したときは、委員会は当選者に当選を通知し、その承諾を得る。
- 2 当選者が辞退したときは、次点のものから順に繰り上げて当選とし承諾を得る。

- 第 11 条 役員の名簿を委員会が作成し、総会の承認を得る。

附則 この規程は、2006 年 9 月 8 日から施行する。

附則 この規程は、2008 年 9 月 5 日に一部改正し、同日から施行する。

附則 この規程は、2009 年 9 月 4 日に一部改正し、同日から施行する。

附則 この規程は、2010 年 9 月 3 日に一部改正し、同日から施行する。

附則 この規程は、2013 年 9 月 6 日に一部改正し、同日より施行する。

VI 2024年度 日本養護教諭養成大学協議会 加盟大学名簿

加盟大学数134大学（大学127, 短大7）

都道府県	大学番号	大学名	学部・学科・コース等
北海道	1	北海道教育大学札幌校	教育学部 養護教育専攻
	2	北翔大学	教育文化学部 教育学科
青森県	3	弘前大学	教育学部 教育保健講座
	4	八戸学院大学	健康医療学部 人間健康学科
秋田県	137	日本赤十字秋田看護大学	看護学部
岩手県	5	岩手県立大学	看護学部 看護学科
山形県	6	山形大学	地域教育文化学部 地域教育文化学科
宮城県	7	公立大学法人宮城大学	看護学群
	8	仙台大学	体育学部 健康福祉学科
	9	東北福祉大学	総合福祉学部 福祉心理学科
	10	宮城学院女子大学	教育学部 教育学科健康教育専攻
茨城県	11	茨城大学	教育学部養護教諭養成課程
	13	茨城キリスト教大学	看護学部 看護学科
	134	常磐大学	看護学部 看護学科
群馬県	14	高崎健康福祉大学	保健医療学部 看護学科
	15	東京福祉大学	教育学部 教育学科
	16	群馬医療福祉大学	看護学部
	17	桐生大学	医療保健学部 看護学科
栃木県	124	足利大学	看護学部
埼玉県	18	埼玉大学	教育学部 学校保健学講座
	19	埼玉県立大学	看護学科/健康開発学科健康行動科学専攻/健康開発学科口腔保健科学専攻
	20	十文字学園女子大学	教育人文学部 心理学科
	21	女子栄養大学	栄養学部保健栄養学科保健養護専攻
千葉県	23	千葉大学	教育学部
	24	聖徳大学	心理・福祉学部社会福祉学科/短期大学総合文化学科
	25	城西国際大学	看護学部 看護学科
	26	千葉科学大学	看護学部 看護学科
	27	SBC東京医療大学	健康科学部看護学科
	34	東京医療保健大学	千葉看護学部/医療保健学部・看護学科/和歌山看護学部看護学科
	138	淑徳大学	総合福祉学部 教育福祉学科
東京都	22	東洋大学	健康スポーツ科学部 健康スポーツ科学科
	28	東京学芸大学	芸術・スポーツ科学系 養護教育講座
	29	杏林大学	保健学部 看護学科 看護養護教育学専攻/保健学部 健康福祉学科
	30	国士舘大学	文学部 教育学科/体育学部 スポーツ医科学科
	31	聖路加国際大学	看護学部公衆衛生看護学/看護学部教育学
	32	上智大学	総合人間科学部・看護学科
	33	日本体育大学	体育学部 健康学科
	35	東京家政大学	人文学部心理カウンセリング学科
	130	東京女子医科大学	看護学部 看護学科
	141	帝京大学	医療技術学部 スポーツ医療学科
	142	武蔵野大学	看護学部
神奈川県	37	神奈川県立保健福祉大学	保健福祉学部 看護学科
	38	鎌倉女子大学	家政学部 家政保健学科
	39	北里大学看護学部	看護学部(教職課程)
	40	国際医療福祉大学	小田原保健医療学部 看護学科
	41	横浜創英大学	看護学部 看護学科
	125	東海大学	医学部 看護学科

都道府県	大学番号	大学名	学部・学科・コース等
新潟県	42	新潟医療福祉大学	看護学部看護学科
	43	新潟青陵大学	看護学部 看護学科
石川県	44	金沢大学	人間社会研究域学校教育系
福井県	45	福井県立大学	看護福祉学部 看護学科
	133	福井医療大学	保健医療学部 看護学科
山梨県	147	山梨県立大学	看護学部・看護学科
長野県	46	松本大学	人間健康学部 スポーツ健康学科
	146	清泉女学院大学	看護学部 看護学科
静岡県	47	聖隷クリストファー大学	看護学部・看護学科
	126	静岡大学	教育学部・養護教育専攻
岐阜県	48	岐阜県立看護大学	看護学部看護学科
	128	岐阜聖徳学園大学	看護学部 看護学科
三重県	117	鈴鹿大学	こども教育学部 こども教育学科
愛知県	50	愛知教育大学	教育学部 養護教育講座
	51	愛知学院大学	健康科学部健康科学科
	52	愛知みずほ大学	人間科学部 心身健康科学科
	53	中部大学	生命健康科学部 作業療法学科/生命健康科学部 保健看護学科
	54	東海学園大学	教育学部 教育学科 養護教諭専攻
	55	名古屋学芸大学	ヒューマンケア学部 子どもケア学科
	56	椋山女学園大学	看護学部 看護学科
	57	人間環境大学	看護学部 看護学科 養護教諭コース
京都府	58	京都橘大学	看護学部 看護学科
	59	京都女子大学	心理共生学部 心理共生学科
	60	京都光華女子大学	看護福祉リハビリテーション学部・看護学科
	61	同志社女子大学	看護学部 看護学科
	127	花園大学	社会福祉学部 児童福祉学科
大阪府	62	大阪教育大学	教育学部 養護教育部門
	64	公立大学法人大阪 大阪公立大学	看護学部 看護学科
	65	関西福祉科学大学	健康福祉学部 健康科学科
	66	藍野大学	医療保健学部 看護学科
	67	四天王寺大学	教育学部 教育学科
	68	梅花女子大学	看護保健学部 看護学科
	69	帝塚山学院大学	総合心理学部 総合心理学科
	129	桃山学院教育大学	人間教育学部 人間教育学科
	140	森ノ宮医療大学	医療技術学部 鍼灸学科
	144	千里金蘭大学	看護学部 看護学科
兵庫県	71	関西福祉大学	教育学部保健教育学科
	72	甲南女子大学	看護リハビリテーション学部 看護学科
	73	園田学園女子大学	人間健康学部 総合健康学科
	75	兵庫大学	健康科学部 健康システム学科
	76	神戸常盤大学	保健科学部 看護学科
	77	姫路大学	教育学部 こども未来学科
	78	神戸女子大学	看護学部 看護学科
	143	兵庫県立大学	看護学部 看護学研究科
奈良県	79	奈良教育大学	教育学部・保健体育講座
	80	畿央大学	現代教育学部現代教育学科
滋賀県	82	滋賀県立大学	人間看護学部 人間看護学科
島根県	84	島根大学	医学部 看護学科

都道府県	大学番号	大学名	学部・学科・コース等
岡山県	85	岡山大学	教育学部養護教諭養成課程
	86	川崎医療福祉大学	医療技術学部 健康体育学科
	87	吉備国際大学	看護学部看護学科
	88	山陽学園大学	看護学部 看護学科
	89	就実大学	教育学部 教育心理学科
	139	新見公立大学	健康科学部 看護学科
広島県	90	広島大学	医学部 保健学科/歯学部 口腔健康科学科
	91	広島文化学園大学	看護学部大学院研究科/人間健康学部スポーツ健康福祉学科
	92	福山平成大学	福祉健康学部 健康スポーツ科学科/看護学部 看護学科
	131	安田女子大学	心理学部 現代心理学科/教育学部 児童教育学科
	145	県立広島大学	保健福祉学部 保健福祉学科
山口県	93	山口県立大学	看護栄養学部 看護学科
	94	宇部フロンティア大学	看護学部 看護学科
香川県	135	香川大学	医学部 看護学科
徳島県	95	徳島大学	医学部 保健学科
	96	四国大学	生活科学部 人間生活科学科/看護学部 看護学科
	97	徳島文理大学	人間生活学部 人間生活学科
愛媛県	98	愛媛大学	医学部 看護学科
高知県	99	高知大学	医学部 看護学科
	100	高知県立大学	看護学部
福岡県	101	福岡大学	医学部 看護学科
	102	福岡県立大学	看護学部看護学科
	103	西南女学院大学	保健福祉学部 看護学科
長崎県	104	長崎県立大学	看護栄養学部 看護学科
	105	活水女子大学	健康生活学部 子ども学科
熊本県	106	熊本大学	教育学部 養護教育講座
	107	九州看護福祉大学	看護福祉学部 口腔保健学科/看護福祉学部 看護学科
大分県	108	大分県立看護科学大学	看護学部 看護学科
鹿児島県	109	鹿児島純心大学	看護栄養学部 看護学科
	123	志学館大学	人間関係学部 心理臨床学科
沖縄県	110	琉球大学	医学部 保健学科
	111	名桜大学	人間健康学部 スポーツ健康学科
東京都	112	帝京短期大学	生活科学科 生活科学専攻
長野県	113	飯田短期大学	家政学科 家政専攻
愛知県	116	愛知みずほ短期大学	生活学科 生活文化専攻
大阪府	118	関西女子短期大学	養護保健学科
兵庫県	119	湊川短期大学	人間生活学科
高知県	120	高知学園短期大学	看護学科
福岡県	121	九州女子短期大学	子ども健康学科 専攻科

VII 日本養護教諭養成大学協議会 役員一覧表 (2024年度)

会 長（事務局）	遠藤 伸子	（女子栄養大学）
副会長	池添 志乃	（高知県立大学）
副会長	鎌塚 優子	（静岡大学）
理 事	荒川 雅子	（東京学芸大学）
理 事	今野 洋子	（北翔大学）
理 事	亀崎 路子	（杏林大学）
理 事	齋藤 千景	（埼玉大学）
理 事	鈴木 裕子	（国土舘大学）
理 事	西岡 かおり	（四国大学）
理 事	三森 寧子	（千葉大学）
監 事	高橋 佐和子	（神奈川県立保健福祉大学）
監 事	毛利 春美	（畿央大学）

日本養護教諭養成大学協議会事業活動報告書（2024 年度）

発行日 2025 年 9 月 5 日
発 行 日本養護教諭養成大学協議会（2024 年度会長遠藤伸子）
事務局 〒350-0028 埼玉県坂戸市千代田 3-9-21
女子栄養大学 栄養学部 保健養護学研究室
TEL・FAX：049-282-3609
E-mail：yogojimu@j-yogo.jp
編集 株式会社リョーワ印刷
〒1681-0071 東京都杉並区高井戸西 3-16-11
TEL：03-6382-4667 FAX：03-6382-4668
